

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

令和五年六月三十日

奈良県知事 山下 真

- 一 測量の目的 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 二 測量の地域 吉野郡十津川村
- 三 測量の期間 令和五年七月十日から令和六年一月三十一日まで